

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する審査会合への対応について（島根2号機）

2. 日時：令和元年11月19日 13時15分～13時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

川崎安全管理調査官、江崎企画調査官、植木主任安全審査官、
宇田川主任安全審査官、千明主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、
津金主任安全審査官、服部安全審査専門職、寺垣技術研究調査官、
日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長 他6名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

規制庁配布資料

- ・原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第797回）中国電力株式会社に関する指摘内容

事業者配布資料

- ・原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第797回）島根原子力発電所2号炉に関する指摘内容

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい。それでは時間になりましたので、第 797 回審査会合、第 4 条、地震による損傷の防止についてラップアップを開始いたします。
0:00:14	まず事業者等規制庁のペーパーを確認いただきたいと思いますが、まずは原子力建物の屋根トラスの解析モデルへの弾塑性解析の適用について、
0:00:31	はい。
0:00:32	／確認をお願いします。言わせましたが規制庁の服部と申しますよろしく願いいたします。
0:01:19	皆さんよろしいでしょうか。
0:01:21	それでは減少建物規制庁の服部です。それでは原子力原子炉建物の屋根トラスの断解析モデルへの弾塑性解析の適用について、事業者または規制庁からの意見がありましたらお願いします。
0:01:43	中国電力の橋本です。
0:01:46	内容について確認しました。事業者の方は 3 項目を挙げてますけども、一つ目と二つ目の丸が規制庁殿の一つ目のマルの内容と合わさってますので、平成指摘内容につきましては認識は一致している。
0:02:04	ことを確認しております。以上です。
0:02:16	規制庁ハバサキです内容について事業者側と合致していることを確認しましたので、この方向でお願いします。
0:02:30	規制庁の服部です。他にご意見はございませんでしょうか。
0:02:35	それでは次の次のテーマですね、土木構造物の解析手法及び解析モデルの精緻化について、ペーパーの方の確認をお願いいたします。
0:04:00	規制庁の服部です。
0:04:02	よろしいでしょうか。
0:04:06	規制庁の服部です。それでは土木構造物の解析手法及び解析モデルの精緻化について、事業者側規制庁側から意見があればお願いします。
0:04:20	規制庁エザキです。
0:04:23	えっとですね、
0:04:25	申請者側のほうの 1 ページ目の一番下の丸ですね、隣接構造物をモデル化についてっていうところと、規制庁のほうの下の 1 ページ目の一番下、ここは一応一致してるんですが、ほぼほぼ一致はしていますが、
0:04:44	規制庁側のほうで書いている 3 行目のまた書きのところ、
0:04:49	このところはですね、女川でも議論されているように、例えば
0:04:54	土木構造物か。

0:04:56	近接隣接する建屋に取りかかるような場合とかですね、いわゆる建屋とかそういう構想の方にも対して影響を及ぼすのであれば、それを総合現象建屋の影響にも反映しなきゃいけない。
0:05:11	基本的にはJEACで建屋は洞道圧を計算されますから、それが十分。
0:05:20	隣接されたモデルの中で出ている建屋の負圧を十分満足してるかというようなチェックはしてるはずなんですけど、そういった意味合いも含めて書いているということをお補足しておきます。
0:05:33	よろしいでしょうか。
0:05:38	はい、中国電力のヨシツグでございます。中国電力側の2枚目の一番上にちょっと言葉は違うんですけども、同じように剛性の高いものというところで介在ということで介在するものだけをちょっと書いているような表現になっておりますけれども趣旨は理解しておりますので構造。
0:05:58	聞いて構造物自体の応答というところで経理の方はさせていただきたいと思えます。以上です。
0:06:11	規制庁の事業です。規制庁側の一つ目の丸の事業者側のですね、一つ目と二つ目と二つ目、一つ目の丸、これが対応するということと、規制庁側の二つ目の丸と事業者からの三つ目と。
0:06:31	目の丸、これが対応するということで、規制庁のほうはちょっとまとめて書いておりますが、内容としては同じこと言っていると思えますので、対応の方をお願いいたします。
0:06:47	規制庁の服部です。
0:06:49	ほかにご意見がございますでしょうか。
0:06:52	それでは私、私から一つ、
0:06:56	最後から二つ目の丸ですが、レーリー減衰の設定に関わる漏えいし、
0:07:05	ごめんなさい申請者側の2ページ目の下から二つ目の丸ですが、レーリー減衰の設定に関わる取水槽のこういう地形図が次固有値解析結果についてというふうに書かれていまして、モード図を追加することと書かれていますが、
0:07:22	規制条文案のペーパーにあるように考察を加えて説明をするようにお願いします。以上です。
0:07:30	はい。中国電力のヨシツグでございます。了解いたしました考察も加えさせていただきたいと思っております。以上です。
0:07:42	規制庁の服部です。
0:07:44	その他、ご意見ございますでしょうか。
0:07:49	なければ、最後のテーマですね、土木構造物の解析手法及び、すみません。
0:07:58	最後のテーマです。あと剪断後施工せん断補強金による耐震補強について

0:08:08	／のほうの確認をお願いいたします。
0:09:23	規制庁の服部です。
0:09:25	よろしいでしょうか。
0:09:27	それでは
0:09:30	あと先行せん断補強金による耐震補強について、規制庁側事業者側から御意見があればお願いします。
0:09:40	規制庁水崎です。申請者側ですね、一つ目の丸と二つ目の丸ですね、これと規制庁側の一つの丸、
0:09:49	人規制庁側はですね、二つの話を求めているんですが、一応ここでちょっと補足したいのは規制庁側のこの2行目のところにある実験及び解析により行ったと思うんですが、
0:10:03	もう実験っていうのはですね、新たに11.4のせん断スパン比実験を
0:10:09	もうする必要があるので言っているわけではなく、PPBの中でいろいろとですね、せん断スパン比を変えて試験をしているので、その結果等を解析結果を踏まえて整理した考察を整理して考察してですね。
0:10:25	このせん断スパンとそのせん断の破壊モード3日間きすると思うんですが、せん断スパン比に着目しているっていうのは、それと
0:10:34	補強効果ですね、これがどう関係してくるのか、それで申請者は2のほうの二つ目の丸に書いてあるように私の方。
0:10:46	コメントだと思いますが、一応そう影響ないことを確認するっていうことは適用性を確認は示してくださいと説明してくださいということに言葉を書いています、そういったことで、基本的に今11.4といったものがどうか。
0:11:02	どういった位置付けにあるのかと言っていくとかのせん断スパンがどういう位置付けにあるのかというのを説明していただくということです。よろしいでしょうか。
0:11:15	はい、中国電力でございます。事業者がせん断スパン比がちょっと細長い構造物のものに適用しているところの考察というふうに認識しておりますのでこれについては、考察した結果も含めて御説明のほうさせていただきたいと考えております。以上です。
0:11:37	規制庁の服部です。
0:11:39	ほかにございますでしょうか。
0:11:48	事業者が規制庁の服部です。事業者側から何かございますでしょうか。
0:11:53	はい、中国電力のヨシツグでございます。
0:11:56	中国電力の三番目と4番目の内容が
0:12:01	規制庁様の2番目の項目に該当していると考えておりまして中身は

0:12:07	我々理解している内容だと考えておりますので、
0:12:11	この記載のままでよろしいかと考えております。以上です。
0:12:19	規制庁のチギラです。今のご理解で結構ですので、その方をお願いいたします。
0:12:29	規制庁の服部です。他に規制庁側から何か御意見、意見ありますでしょうか。
0:12:37	内容ですので今ここに書かれていることの対応をして
0:12:46	それでは、
0:12:47	はい。
0:12:49	17 が 197 回審査会合に関わるラップアップをラップアップを終了いたします。 ありがとうございました。